

突然知らない業者から「注文を受けた健康食品が準備できたので代引きで送る」と電話があった。注文した覚えはなかったのですがびっくりして断ると、「注文を受けたときの録音もある。裁判に出してもいいんだ」など、とても強引な口調で言われ、こちらの話は全く聞いてもらえなかった。そのうち「商品はセット販売で3回分注文されているが、1回分2万円を支払ってくればその後の契約は取り消す」と言われたので、裁判などこれ以上面倒なことに巻き込まれたくない一心で、承諾してしまった。翌日商品が届いて中身を見たが、やはり注文した覚えは全くない。返金してほしい。



〔独立行政法人国民生活センター
 「見守り新鮮情報161号」より〕

ひとこと助言



- 注文した覚えがないのに「注文されている」などと言われて健康食品を送りつけられるトラブルの中で、最近「注文したときの録音がある」「裁判に出す」などと脅す手口が見られます。
- このようなケースでは、恐怖心や関わりたくないという思いから、購入を承諾してしまうこともあります。
- 一方的に「商品を送る」などと言われても、身に覚えがなければきっぱり断りましょう。承諾していないのに商品を送りつけられたときは、代金支払いの義務はなく、受け取る必要もありません。
- 断りきれずに承諾し、商品が届いてしまってもクーリング・オフができる場合があります。

●「おかしいなあ」、「困った！」ときは下記までご相談ください。

村上市消費生活センター	☎53-2111 (内線287、290) FAX53-2541		
荒川支所市民生活課	☎62-3103	朝日支所市民生活課	☎72-6885
神林支所市民生活課	☎66-6112	山北支所市民生活課	☎77-3112
消費者ホットライン (土・日) ☎0570-064-370 ※PHS、IP電話などからは利用できません			